

2ヶ月以内  
無 料

# 定期点検

6ヶ月以内  
〔西友自転車友の会  
ご加入者は無料〕

お買い上げの自転車は、購入後、1ヶ月～2ヶ月ぐらいはネジ類のゆるみなどが生じる場合がありますので、必ず販売店で各部の点検・調整をお受けください。

なお、点検のための出張は致しかねますので、ご了承ください。

定期点検をお受けになる場合は購入時にお渡しした「取扱説明書」(本冊子)をお持ちください。1年ごと及び異常を感じた場合は、必ず点検を受けてください。2ヶ月を過ぎた点検の費用は有料<sup>(※1)</sup>となります。

\*1 西友自転車友の会加入の方は6ヶ月まで無料です。

自転車販売における品質管理および定期点検の登録・運営に右記個人情報をお取扱いいたします。

	点検内容	友の会未加入	友の会加入
2ヶ月まで	点検・調整・注油	無料	無料
6ヶ月まで		有料	無料

\* 修理・取替・掃除等は有料となります。

A : 異常なし B : 調整・注油 C : 修理 D : 取替 E : 掃除・その他

2ヶ月以内	6ヶ月以内	項目	2ヶ月以内	6ヶ月以内	項目
		車体・前ホークの形状			ベル又はブザーの取付けと鳴り具合
		ハンドルの取付けと回転及びガタつき			ペダル及びギヤクラシックの取付けと回転
		サドルの位置と固定及び損傷			フリーホイルの回転
		ブレーキ各部の取付けと作動			チェーンの張りと磨耗
		ブレーキの効き具合と各部の磨耗			変速機の取付けと作動
		前後車輪の取付け位置と締め付け			ライト・ダイナモの取付けと機能
		リムの振れ、スポークの張力			後部反射器の取付けと機能
		タイヤの取付け・磨耗・空気圧			前後泥よけ及びチェーンケースの取付け
		キャリア・スタンドの取付けと機能			錆前、その他の取付けと機能

## 2ヶ月以内整備記録

6ヶ月以内整備記録  
(友の会加入者のみ)

実施 年 月 日	実施 年 月 日
実施者名 印	実施者名 印

## [西友自転車友の会への加入内容]

西友自転車友の会にご加入いただいた方へは、「動産総合保険(自転車盗難商品付帯補償)」「傷害総合保険(交通事故傷害危険のみ補償特約・個人賠償責任補償特約)」が付帯されます。傷害総合保険は、交通事故等によるケガで亡くなったりした場合等を補償する保険です。(病気に関する補償や貯蓄を目的とした保険ではありません。)

ご加入いただく際は、本取扱説明書をご一読ください。

当該保険は、引受保険会社を楽天損害保険(株)とし、契約者を株式会社西友、被保険者を西友自転車友の会加入者(ただし、未成年の場合は、お名前欄に記載のとおり)とする包括契約(傷害総合保険・商品付帯契約(動産総合保険))です。引受保険会社と契約者である株式会社西友の保険期間は2年間(始期時刻:午後4時)となり、加入者の保険責任期間は保険契約者が保険の対象を購入者に引き渡した時に始まり、その時の属する日の1年後の応当日の午後4時に終わります。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をお読みください。ご不明な点等がある場合には、西友自転車友の会専用電話番号までお問い合わせください。

\*本保険は1年間となっておりますので、2年目以降ご加入されたい場合は西友自転車友の会窓口までご連絡いただき、資料請求いただきますようお願い致します。

\*「西友自転車友の会」の加入者は必ず成人の方としてください。なお、未成年者が自転車の使用者である場合、保護者等を加入者としていただいた上、未成年者のお名前を<未成年の方のお名前>欄にご記入いただくことで、当該未成年者を上記保険の被保険者とすることができます。(この場合、保護者等は被保険者になりません。)ご加入は個人に限ります。(法人はご加入いただけません。)

# 9.「西友自転車友の会」の会則

## (目的)

### 第1条

当会は「西友自転車友の会」(以下、「本制度」といいます。)の会員が購入した自転車の6ヶ月点検を無料で行います。また、会員が購入日から1年以内に自転車の盗難があった場合や交通事故等でケガをされた場合、法律上の損害賠償責任を負った場合に、本制度に定めるところに従い、補償を提供します。

## (登録)

### 第2条

会員の登録は、自転車(対象車種:折りたたみ自転車以外の20型以上の自転車及び折りたたみ自転車)購入時に記入する「お客様台帳／西友自転車友の会加入依頼書」に以下の内容を記載し、加入料および防犯登録料を支払うことにより行います。加入は購入時のみとします。

(1)会員の氏名および住所

(2)西友自転車友の会入会確認欄の該当箇所への記載

(3)自転車の販売価格(自転車の本体および付属品(定着されているものに限ります)の合計額とし、消費税は除きます。以下、同様とします。)

(4)防犯登録番号の記載

(5)会員のご署名

## (保険)

### 第3条

本制度で補償する保険は、引受保険会社を楽天損害保険(株)とし、契約者を株式会社西友、被保険者を西友自転車友の会加入者とする包括契約(傷害総合保険)・商品付帯契約(動産総合保険)です。

## (個人情報取り扱い規定)

### 第4条

(1)会員の個人情報は当会の運営目的のために使用します。

(2)当会は健全な会の運営のために保険会社と有効な保険契約を締結し、保険契約および保険金請求を行うにあたり、会員の個人情報を提供することがあります。

## (定期点検)

### 第5条

会員は当会へ入会の有無に係らず購入日から2ヶ月以内に1回限り受けのことのできる無料点検に加え、6ヶ月以内に再度1回限り無料で点検を受けることができます。ただし、修理・取替・掃除は有料とします。無料点検の内容は以下のとおりとします。

(1)車体・前ホークの形状

(2)ハンドルの取付けと回転及びガタつき

(3)サドルの位置と固定及び損傷

(4)ブレーキ各部の取付けと作動

(5)ブレーキの効き具合と各部の磨耗

(6)前後車輪の取付け位置と締め付け

(7)リムの振れ、スポークの張

(8)タイヤの取付け・磨耗・空気圧

(9)キャリア・スタンドの取付けと機能

(10)ベル又はブザーの取付けと鳴り具合

(11)ペダル及びギヤクラシックの取付けと回転

(12)フリーホイールの回転

(13)チェーンの張りと磨耗

(14)変速機の取付けと作動

(15)ライト・ダイナモの取付けと機能

(16)後部反射器の取付けと機能

(17)前後泥よけ及びチェーンケースの取付け

(18)錠前、その他取付と機能

## 盗難補償

### (補償内容)

### 第6条

当会は「会員が、西友の各店舗で購入した自転車を購入日から1年以内に施錠した状態で盗難され、全損した場合」に第7条に定める補償額を西友専用の自転車交換券にて補償します

## (補償額)

### 第7条

補償額については以下のとおりとします。ただし、会員1名あたり10万円を限度とします。

※ご購入金額…自転車本体および付属品(装着されているものに限ります)の合計金額(税込)

期間	補償額
ご購入日から6ヶ月以内に盗難された場合	ご購入金額(税込)の80%+防犯登録代500円
ご購入日から6ヶ月を超えて1年以内に盗難された場合	ご購入金額(税込)の50%+防犯登録代500円

#### (自転車交換券の使用条件)

##### 第8条

自転車交換券の使用条件は以下のとおりとします。

- (1)自転車交換券は、西友、リヴィン、サニー各店の自転車売場にて使用できます。
- (2)自転車交換券は、券表面に記載された本人に限り使用できます。
- (3)自転車交換券は、自転車およびパーツの購入に限り使用できます。
- (4)自転車交換券と現金との交換はできません。釣銭はできません。
- (5)自転車交換券は、発行日より6ヶ月を経過すると無効になり使用できません。
- (6)購入金額が自転車交換券の券面金額を超過する場合、差額をお支払いいただきます。
- (7)自転車交換券の使用後は、以後の盗難補償はなくなります。

#### (補償されない主な場合)

##### 第9条

次の各号の事由によって生じた事故に対しては補償しません。

- (1)施錠していない間の盗難
- (2)盗難後警察へ届出のない(受理番号のない)場合
- (3)自転車本体以外のみの盗難
- (4)会員の故意、重過失または法令違反
- (5)地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- (6)戦争、内乱、暴動時によって生じた損害

#### (盗難事故の報告)

##### 第10条

- (1)会員は、自転車を盗難された場合、ただちに警察署または交番に盗難届を提出するものとしま

す。この場合において、盗難届が受理された場合には、受理番号を確認します。

- (2)会員は、当会の事故受付番号(0120-849-034)へ連絡するものとします。
- (3)盗難事故があった場合には、1ヶ月以内に当会へその旨を報告してください。報告が著しく遅延した場合は、補償いたしません。

#### (自転車交換券の請求手続き)

##### 第11条

本規定に従い補償金の支払いを請求する場合には、会員は以下の書類を当会へ提出するものとします。当会は当該書類の到着後、約1週間で自転車交換券を会員に送付します。

- (1)西友自転車友の会自転車交換券請求書(警察の盗難受理番号記入済みのもの)
- (2)加入申込み内容が記載されたお客様台帳のお客様控(品質保証書)

#### 傷害補償(交通事故傷害危険のみ補償特約)

##### (補償内容)

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、重要事項説明書「V補償の内容」をご確認ください。

##### 第12条

交通事故等<sup>1)</sup>によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じたまたは死亡された場合に補償します。

##### (補償額)

##### 第13条

保険責任期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額の50万円を限度にお支払いします。(ご加入日から1年間補償)

#### (補償されない主な場合)

##### 第14条

次の各号の事由によって生じたケガに対しては補償しません。

- (1)故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
- (2)無免許運転・酒気帯び運転・麻薬などにより正常な運転ができない状態での運転中に生じたケガ
- (3)病気・心神喪失等を原因とする場合、およびこれ

- らを原因としてケガをした場合（例えば、歩行中に病気により意識を喪失し転倒をしたためケガをした場合など）
- (4)地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ
- (5)戦争（テロ行為を除きます。）、暴動などによるケガ
- (6)妊娠・出産・早産を原因としたケガ
- (7)頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- (8)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒
- (9)交通乗用具を用いて競技等をしている間に生じた事故によるケガ 等

\*1 交通事故等とは以下のものをいいます。

- 運行中の交通乗用具（自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等）との衝突、接触等の交通事故
- 運行中の交通乗用具に搭乗している間の事故
- 乗客として駅の改札口を入ってから出るまでの駅構内における事故
- 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故
- 交通乗用具の火災による事故 等

### 個人賠償責任補償特約

#### （補償内容）

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、重要事項説明書「V補償の内容」をご確認ください。

#### 第15条

国内外問わず会員とその家族が次の偶然な事故<sup>1</sup>により他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うことにより損害を被った場合に補償します。（国内のみ示談交渉付帯あり）

\*1 偶然な事故とは以下のものをいいます。

- 会員ご本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- 日常生活に起因する偶然な事故

※個人賠償責任補償特約の保険の対象となる方（被保険者）は、会員、会員の配偶者、会員またはその配偶者の同居のご親族、会員またはその配偶者の別居の未婚のお子様となります。

※保険の対象となる方の続柄は損害の原因となつた事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任において、会員が未成年者または上記の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます。（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。

#### 【「保険の対象となる方（被保険者）について」における用語の解説】

- (1)配偶者：婚姻の相手をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
- (2)親族：6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）
- (3)未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

#### （補償額）

#### 第16条

1回の事故につき、国内1億円/海外1億円を限度に損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に必要とした費用等も補償することができます。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。

**(補償されない場合)**

**第17条**

次の各号の事由によって生じた事故に対しては補償しません。

- (1)会員とその家族の故意による損害賠償責任
- (2)地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任
- (3)職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任）
- (4)同居の親族に対する損害賠償責任
- (5)受託品に関する損害賠償責任
- (6)心神喪失中の損害賠償責任
- (7)車両（ゴルフカートを除く）、航空機、船舶および銃器（空気銃を除く）等の所有、使用等に起因する損害賠償責任 等

**その他**

**(本規定に定めのない事項)**

**第18条**

本規定に定めのない事項については、当会において定めるものとします。

**《問い合わせ先》**

楽天保険の総合窓口（西友友の会窓口）

電話番号：0120-849-034

営業時間：9～18時（年末年始を除く）

取扱代理店：楽天インシュアランスプランニング  
株式会社（楽天保険の総合窓口）

保険会社：楽天損害保険株式会社

C22-03-016 (2022年3月作成)